



2026年3月18日

各 位

会 社 名 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 泰秀
(コード：366A、東証グロース市場)
問合せ先 取締役 佐々木 雅之
(TEL. 03-5544-9898)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役員及び従業員に対し、以下のとおり、ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. スtock・オプション（新株予約権）を発行する目的

本新株予約権の発行は、当社の中長期的な企業価値向上を確実に推進するうえで、持続的な成長基盤の強化と組織力の向上を同時に実現することを目的とするものであります。当社は、事業環境の変化が加速する中、個々の従業員が高い専門性と主体性を発揮し、組織全体としての実行力を継続的に高めていくことが不可欠であると認識しております。

また、組織成長とともに、当社人材の成長と中長期的なエンゲージメントおよびコミットメントの醸成が経営基盤の強化において重要であるとの観点から、本新株予約権の付与を通じて、従業員が中長期的な視点を持って職務に取り組み、自らの成果が企業価値向上に結びつく仕組みを整備することを意図しております。本新株予約権には対象者に応じて、営業利益および時価総額に連動した条件、または営業利益に連動した条件を行使条件として設定しており、これらの達成に向けた取り組みを促すことで、組織の持続的な競争力を支える人材が安定して活躍し続けるための基盤を一層強化することを期待しております。

さらに、従業員が企業価値向上と連動する利益を享受することで、株主のみならず価値を共有し、経営と株主の利益の一致をより確実にすることを企図しております。

2. 新株予約権の発行要領

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社執行役員 4名 240個 当社従業員 2名 70個	当社従業員 11名 220個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 31,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次	普通株式 22,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次

	<p>の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>	<p>の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>
(3) 新株予約権の総数	310 個	220 個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
(6) 新株予約権の権利行使期間	2030年7月1日から2034年3月31日まで	2030年7月1日から2034年3月31日まで
(7) 新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記(A)及び(B)にそれぞれ定める行使可能割合を合算した割合に対応した個数の本新株予約権を行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>(A) 当社の2032年3月期までのいずれかの事業年度に係</p>	<p>本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記(A)及び(B)にそれぞれ定める行使可能割合を合算した割合に対応した個数の本新株予約権を行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>(A) 当社の2032年3月期まで</p>

	<p>る有価証券報告書の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が一度でも以下の各水準を超過した場合、各水準に対応して定められた割合を累積して得られる割合を行使可能割合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15 億円を超過した場合：20% ・ 20 億円を超過した場合：さらに 20%（累計 40%） ・ 25 億円を超過した場合：さらに 20%（累計 60%） <p>また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。</p> <p>（B）割当日から 2032 年 3 月 31 日までの期間内において、当社の 1 ヶ月間（当日を含む 21 取引日）の時価総額（次式にて算出するものとする）の平均値が一度でも以下の各水準を超過した場合、各水準に対応して定められた割合を累積して得られる割合を行使可能割合とする。</p> <p>時価総額＝東京証券取引所における当社株式の終値×当社発行済株式総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 300 億円を超過した場合：20% ・ 500 億円を超過した場合：20%（累計 40%） 	<p>る有価証券報告書の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が一度でも以下の各水準を超過した場合、各水準に対応して定められた割合を累積して得られる割合を行使可能割合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15 億円を超過した場合：30% ・ 20 億円を超過した場合：さらに 30%（累計 60%） ・ 25 億円を超過した場合：さらに 30%（累計 90%） <p>また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。</p> <p>（B）割当日から 2030 年 3 月 31 日まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、執行役もしくは監査役等の役員、執行役員（委任型執行役員および雇用型執行役員の双方を含む。）もしくは従業員のいずれかの地位にあり、かつ、権利行使時に本新株予約権の取得時と同等以上の職責にある場合、以下の割合を行使可能割合に加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続勤務条件の達成：10%
<p>(8)</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額</p>	<p>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>

	<p>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9)	<p>①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>	<p>①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の取得の事由及び取得条件		
(10)	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
新株予約権の譲渡制限		
(11)	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条</p>
組織再編行為時における新株予約権の取扱い		

<p>件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（１１）．③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定す</p>	<p>件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（１１）．③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定す</p>	<p>件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（１１）．③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定す</p>
---	---	---

	<p>る。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	<p>る。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12) 新株予約権の割当日	2026年4月20日	2026年4月20日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	新株予約権証券は発行しない	新株予約権証券は発行しない

以上